省　令

○総務省令第八十号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

総務大臣　高市　早苗

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（兼業） **第十八条の三**　国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合のほかは、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。 ［一～三　略］ ２　前項の規定にかかわらず、会社が次項の兼業状況報告書を提出した場合において、当該報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が会社に非常勤の消防団員の職に就く旨の意思を表示した日に法第六十三条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。 ３　会社は、毎月末現在における非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況について、別記様式第三の二による報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに総務大臣に提出しなければならない。 **別記様式第三の二**（第十八条の三関係） 郵便認証司兼業報告書 年　月　日現在 郵便認証司番号 / 氏名（ふりがな） / 所属する消防団名 / 会社に消防団員の職に就く旨の意思を表示した日 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（兼業） **第十八条の三**　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に非常勤の消防団員の職に就いた郵便認証司については、なお従前の例による。